資料 1

# 渋川市の下水道事業の概要 (使用料改定の必要性と目安について)

渋川市上下水道局

# 目次(資料構成)

1	1. 使用料改定について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・			1
2	2. 使用料算定作業の進め方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	. <b></b>	,	3
	①財政計画等の策定・確認・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	. <b></b>		4
	②使用料算定期間の設定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・			5
	③収入の見積・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・			6
	④支出の推計・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		•	7
	⑤収支過不足の確認・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・			9
3	3. 収支過不足の結果を受けて			
	①改定率の目安・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・			
	②まとめ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		1 :	2
	【参考】渋川市における一般会計繰入金の見通し・・・・・・・・・・・・・・	• • •	1	3
	【参考】県内12市における基準外繰入金の状況(令和元年度)・・	• • •	1 4	4

#### 1. 使用料改定について

- ✓ 令和2年度決算における一般会計からの繰入金(収益的収入+資本的収入)は、約18億円(うち基準内が約7億円、基準外が約11億円)であり、下水道使用料のみでは事業運営や建設工事ができない状況にあります。
- ✓ このような状況を改善すべく、平成30年3月に「渋川市下水道事業経営戦略」を策定し、目標年次を定め、事業推進、経営改善に取り組んでいるなか、令和2年度からは、下水道事業等においても「公営企業会計」制度を適用し、独立採算の原則に基づき事業運営を行っています。
- ✓ 令和2年4月から地方公営企業法を適用したことにより、減価償却費として約14億円を計上しています。減価償却費が多額に計上されている分、多くの資産を有している事になり、老朽化による更新・改修の将来負担に備える必要があります。
- ✓ 一方、市町村合併以後、処理場等の施設運営管理(物間沢、湯沢、水沢水質管理センター)を外部 委託することで、職員数を減らし、人件費等の縮減に努めてきました。しかしながら、経費の削減 だけでは十分な繰入金の削減を達成できない状況が続いています。

#### 一般会計繰入金について

一般会計(税収入)から下水道事業の運営のために繰り入れられるお金。独立採算制の原則に基づき、一般会計で負担すべき経費とされている「基準内繰入金」と、赤字の補てんである「基準外繰入金」がある。



#### 1. 使用料改定について

- ▶ 前述のように、下水道事業は、一般会計繰入金を多額に受け入れることで運営することができている状態です。一般会計繰入金は、当然に受け入れるべきとされる部分(基準内)と、運営のために赤字補填としてやむを得ず受け入れている部分(基準外)の2通り存在します。
- ▶ 下水道事業においては、「雨水公費・汚水私費」の原則により、汚水処理に係る費用は使用料によって賄うべきとされていますが、現状の使用料収入では賄いきれず、基準外の繰入金によって、本来使用料で賄うべき費用を税金で補填してる状況が続いています。



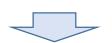
今回は、使用料改正の必要性とその程度について、検討していきます。

# 今回の検討範囲

# 2. 使用料算定作業の進め方

① 財政計画等の策定・確認

渋川市下水道事業経営戦略(H30.3月策定)



(資料P4)

② 使用料算定期間の設定

財政収支のバランスを確認する期間



③ 収入の見積

(資料P6)

④ 支出の推計

(資料P7)

収入・・・下水道使用料(現行の使用料体系)

支出・・・維持管理費、資本費



⑤ 収支過不足の確認使用料改定の必要性の確認

使用料改定の必要性及び改定率の確認



(資料P8)

#### 使用料体系の設定

(上記①~⑤が確定次第、検討する)

(参考) 国土交通省HP「使用料算定の作業フロー」

#### 2-1財政計画等の策定・確認

○「渋川市下水道事業経営戦略| 平成30年3月 策定

計画期間:平成30年度から令和9年度(平成39年度)までの10年間

- ➤ 経営戦略では、老朽化した施設の更新事業、水洗化率の向上、またこれに伴う事業の継続的な安定化を図るためには早期の使用料改定が必要であるとしています。現行から20%の使用料改定を行った場合の使用料収入や一般会計繰入金の推計を行っています。
- ▶ 計画の定期的な見直しは、その時点での経営実態や経営環境に照らし合わせ、<u>5年</u> <u>ごと</u>に実施することとされています。平成30年度から令和4年度までの5年間の 決算が出そろった令和5年度が、見直しの適切な時期となります。
- ▶ 本市の下水道事業会計等は、令和2年度に地方公営企業会計に移行しており、会計のルールが変更されています。特に、一般会計繰入金の算定基準は大きく変更されており、計画の見直しの際には、新ルールを適用した計画に改める必要があります。

主には、後述する「資本費」の算定方法が変更となったことにより、一般会計で負担すべき経費とされている「基準内繰入金」が**20%程度減額**となり、赤字の補てんである「基準外繰入金」がその分増加しています。

## 2-②使用料算定期間の設定

- ▶ 「使用料算定期間」は、下水道使用料の算定のために使用料の対象となる経費を積算する期間の範囲です。
- ▶ 下水道使用料は、日常生活に密着した公共料金としての性格から、できるだけ安定性を保つことが望まれる反面、あまり長期にわたって算定期間を設定すると、予測の確実性を失うことになります。これらのことから、一般的には3年から5年程度に設定することが適当とされていますが、実情に応じてこれと異なる期間を設定することもできるとされています。
- ▶ 本市では、経営戦略を平成30年度から令和9年度までの10年間として策定していることから、これとの整合性を図るため、今回は、令和3年度から令和9年度(7年間)を算定期間として定め検証します。
- ▶ 現行の使用料体系や経営戦略等を基に、設定した算定期間における収入・支出額をそれ ぞれ見積もり、財政収支のバランスを確認します。これにより、使用料改定の必要性を 判断することになります。

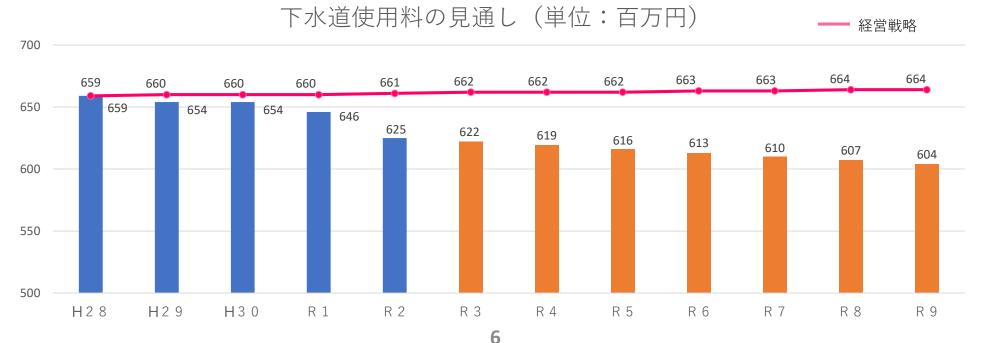
#### 2-③ 収入の見積 ~ 使用料の見通し ~

▶ 下水道使用料収入は、人口と密接に関係していますが、本市の人口は、年間約1,000人前後減少しています。

(参考) 本市の人口(住民基本台帳ベース)

令和3年12月末 74,856人 (△991人) 令和2年12月末 75,847人 (△1,006人) 令和元年12月末 76,853人

- ▶ 令和2年度の使用料収入は、新型コロナウイルス蔓延による影響も重なり、令和元年度と比べて約 2,100万円の減少となりました。
- ▶ 平成28年度からコロナ禍前である令和元年度までの4年間で、使用料収入は約2%減少しました。令和3年度以降は、令和2年度決算値をベースに考え、年間0.5%の減収で推移するとして見通しを立てると、令和2年度実績の約6.25億円から、令和9年度には約6.04億円程度にまで減少する見込みです。



#### 2-4 支出の推計 ~ 維持管理費の見通し ~

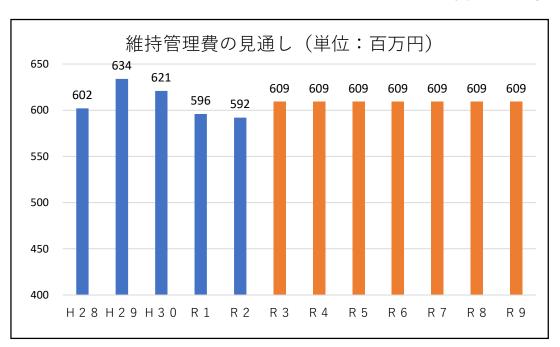
- ▶ 維持管理費のうち、汚水処理費に相当する部分を使用料収入で賄うべきとされています。
- ▶ 経営戦略の算出方法に準じ、過去5か年の平均額を将来の見込額としています。
- ①「雨水」をきれいにすること

雨水の排水対策をすることで浸水被害を防ぐことができる。

- → 全ての人が助かるため、税金により賄うべきとされている。
- ②「汚水」をきれいにすること

日常生活で使って汚れた水をきれいにするための費用は、使った人それ ぞれに対する公平性の観点から、流した量に応じて使用料を負担しても らっている。

→ 負担してもらった使用料で汚れた水をきれいにする費用を賄う。





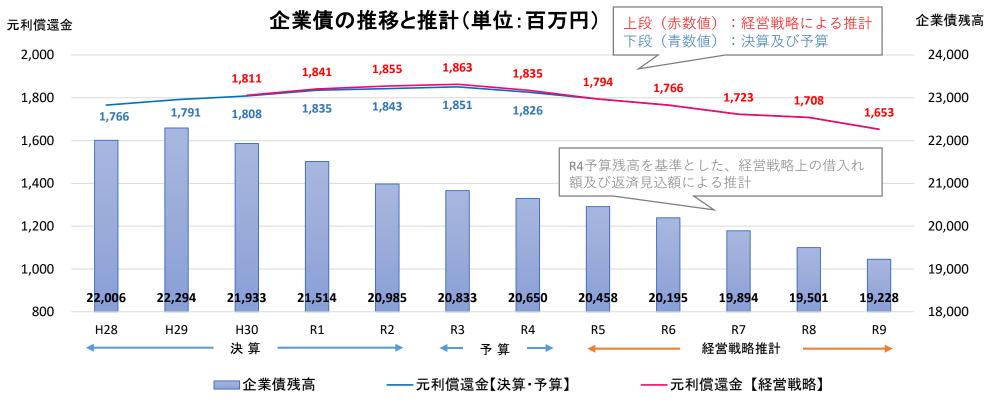
#### ~ 下水道事業の目的 ~

我が国の下水道事業は、当初、雨水及び汚水をきれいにすることを目的として事業が開始されました。その後、昭和45年の下水道法改正において、河川等の公共用水域の水質保全が目的に追加されました。

■算出に当たっては、毎年度総務省が実施・公表する「地方公営企業決算状況調査」報告数値に基づいています。(**青色:実績 橙色:推計**)

#### 2-4 支出の推計 ~ 資本費(借入金の返済)の見通し ~

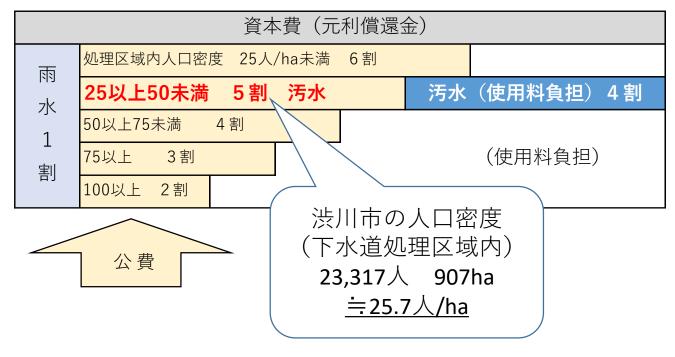
- ▶ 資本費とは、下水道施設等の整備に係る費用のことです。
- ▶ 地方公営企業法の適用後は、資本費は減価償却費及び企業債の利息等の合計によることとされていますが、今回の検討においては、よりわかりやすい検討とするため、下水道施設等の整備の財源となっている企業債(借入金)の償還金(元金+利子)を資本費として取り扱うこととします。
- ▶ 企業債残高は、平成29年度以降減少して推移しています。元利償還金は、令和3年度をピークに減少していく見込みです。



## 2-5 収支過不足の確認 ~使用料で賄うべき費用について~

- ▶ 使用料の算定においては、維持管理費(処理場等の運転管理委託費、人件費、動力費など)及び資本費として取り扱うこととした企業債の元利償還金を対象経費とします。
- ▶ このうち、維持管理費については、汚水私費の原則により全額を使用料で賄うこととし、 資本費については、下図の公共下水道における公費負担の基準に準じ、その40%を使 用料によって賄うことを検討の基準とします。

出典:国土交通省HP「経営基盤の強化」より



渋川市の場合、雨水分として1割+汚水分として5割=6割が公費負担、残りの4割が私費負担(使用料)となる。

#### 2-5 収支過不足の確認 ~結果~

- ▶ これまで算出してきた収入及び支出の見通しを、使用料対象期間(R3年度からR9年度)において整理すると下表のとおりとなります。
- ▶ 現行の使用料によって事業運営を続けた場合、年度あたり約7億円の財源不足が見込まれます。また、令和8年度から、使用料収入で維持管理費を賄えなくなるという結果になりました。

渋川市の使用料対象経費(支出)と使用料収入額

項目	区分	割合	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	合計	年度平均
	元利償還金(①)	40%	745	734	718	706	689	683	661	4,937	705
支出	維持管理費(②)	100%	609	609	609	609	609	609	609	4,263	609
	計 (③=①+②)		1,354	1,343	1,327	1,315	1,298	1,292	1,270	9,200	1,314
収入	使用料収入額(④)	100%	622	619	616	613	610	607	604	4,291	613
不足金額(⑤=③ - ④)			732	724	711	702	688	685	666	4,909	701
必要改定率(⑥=(④+⑤)/④)			2.18	2.17	2.15	2.15	2.13	2.13	2.10	2.14	2.14

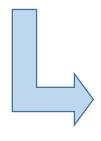
使用料対象期間(R3年度からR9年度)においては、国の掲げる基準を達成するためには、約2.14倍の使用料収入が必要という結果になりました。

単位:百万円

「不足金額」を解消しなければ、事業の継続が出来なくなってしまいます。このため、市の税金から基準外繰入金として補てんを受けながら営業を続けています。

#### 3-1. 収支過不足の結果を受けて ~改定率の目安~

- ▶ 使用料で賄いきれない不足金額は、毎年度一般会計より、赤字分の補てんとして税金投入(基準外繰入金)を受けています。
- ▶ しかしながら、下水道事業への多額な税金投入は市の財政を長年圧迫し続けており、その全てを解消するためには2.14倍という非常に厳しい改定が必要という結果になりました。
- ▶ そこで、設定する改定率によって、どの程度の基準外繰入金が削減できるかを試算しました。



基準外繰入金を半分に減らすには、約1.57倍の使用料改定が必要という計算になります。

一方で、総務省が示す使用料の目安は月額3,000円です。前回の協議会において算出した、これに到達させるために必要な改定率は約1.64倍でした。この場合、基準外繰入金を約56%減らすことができますが、それでもなお財源不足が約3億円発生してしまうことになります。

単位:百万円

#### 改定率ごとの不足金額及び基準外繰入金削減率

改定率(%)	1.00	1.20	1.40	1.572	1.60	1.64	1.80	2.00	2.14
支出(年度平均)①	1,314	1,314	1,314	1,314	1,314	1,314	1,314	1,314	1,314
収入(年度平均)②	613	736	858	964	981	1,005	1,103	1,226	1,314
不足金額 ①-②	701	579	456	351	333	309	211	88	0
基準外繰入金削減率	0%	17.5%	35.0%	50.0%	52.4%	55.9%	69.9%	87.4%	100.0%

#### 3-②. 収支過不足の結果を受けて ~まとめ~

- ▶ 下水道事業を安定して継続していくために、少なくとも維持管理費については、使用料によって賄う必要があります。その上で、資本費(元利償還金)については、40%を使用料で賄うことが国が示す基準とされていますが、その実現のためには、現実的には難しい大幅な料金改定(現行の約2.14倍)が必要であるという結果になりました。
- ▶ 使用料を総務省基準の月額3,000円に到達させるためには、1.64倍の値上げが必要となり、これについても非常に大きな改定幅となります。さらには、コロナ禍による社会的な影響がどの程度続くのか不透明であり、社会情勢の見通しが難しい状況です。
- ▶ 以上を踏まえた上で、実際に使用料金で賄うべき資本費の割合、それに伴う使用料改定率については、本協議会における協議結果や、市財政当局との協議等を踏まえ、本市としての適正な水準を見出していく必要があります。その結果、急激な値上げとなる場合には、激変緩和のために段階的な改定についても検討する必要があります。
- ▶ また、経営戦略については、総務省のガイドラインにおいても3~5年毎の改定が適当とされており、使用料の改定と並行して検討を進めていく必要があります。

#### 【参考】渋川市における一般会計繰入金の見通し

▶ 総務省の示す繰出基準に該当する減価償却費や企業債償還金が減少するため、基準内繰入 入金は減少傾向にあります。また、当面不足する財源の額は同程度のため、基準内繰入 の減少に伴い基準外繰入が増加します。

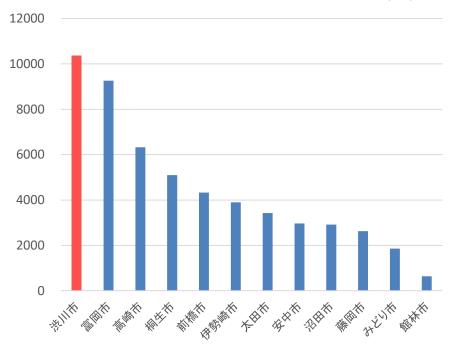


※上図の「経営戦略」の期間の数値及び割合は、地方公営企業法の適用後の数値に置き換え試算したもの

## 【参考】県内12市における基準外繰入金の状況(令和元年度)

- ▶ 各市における汚水処理人口1人あたりの基準外繰入金の額を算出し、比較しています。 渋川市は、県内12市のうち最も高い数値となりました。
  - ※ 単純に基準外繰入金の金額を比べてしまうと、金額の多寡が団体の規模に依存してしまうことから、便宜上比較しやすいように試算したものです。実際は各市の地理的環境等により左右される要素もあることから、参考程度の指標として算出しました。

汚水処理人口1人あたりの基準外繰入金(円)



順位	団体名	汚水処理人口 (千人)	基準外繰入金 (千円)	汚水処理人口 1人あたりの 基準外繰入金(円)	【参考】 20㎡あたり 月額使用料(円)	【参考】 順位 (低順)
1	渋川市	56.9	589,912	10,368	1,830	1
2	富岡市	27.2	251,817	9,258	2,050	7
3	高崎市	301.4	1,905,840	6,323	1,976	5
4	桐生市	92.9	473,408	5,096	2,500	10
5	前橋市	302.5	1,309,222	4,328	1,960	4
6	伊勢崎市	132.1	515,236	3,900	1,910	3
7	太田市	162.6	556,432	3,422	2,020	6
8	安中市	32.3	95,900	2,969	2,200	9
9	沼田市	34.7	101,284	2,919	2,531	11
10	藤岡市	40.7	106,972	2,628	1,900	2
11	みどり市	28.7	53,433	1,862	2,100	8
12	館林市	59.9	38,065	635	2,700	12

群馬県HP 団体別地方公営企業の状況 令和元年度末汚水処理普及状況 より集計